
フェアトレード・インターナショナル

例外および文書による適合性証明規程

バージョン 3.0

2026年10月1日より適用

【注記】本文書は、フェアトレード・インターナショナルが発行する英語版「**Exceptions and Documented Compliance Policy v3.0**」の日本語訳です。参考資料として提供されるものであり、日本語版と英語版の間に相違がある場合は、英語版が優先します。

英語版：https://www.fairtrade.net/content/dam/fairtrade/fairtrade-international/assurance/ASSU_ExceptionsandDocumentedCompliancePolicy_v3.0.pdf

ご意見・問い合わせ先：assurance@fairtrade.net



目次

内容

本文書の目的	3
定義および参照	3
フェアトレードにおける例外措置への取り組み	5
1 例外に関するプロセス要求事項.....	6
1.1 一般的な要求事項	6
2 例外.....	9
2.1 レトロ認証	9
2.2 新規認証を受けたトレーダーの転換.....	9
2.3 体系的な混乱が生じた場合のマスバランス基準の例外.....	10
2.4 特別な事情	10
3 文書による適合性証明	12
3.1 製品の組成に関する文書による適合性証明.....	12
4 パッケージデザインに関する例外.....	14
4.1 フェアトレード・コネクトで認められる例外	14
4.2 販促資料に関する例外	14
4.3 フェアトレード・インターナショナル コミュニケーション&ブランド部門による例 外の承認.....	14
4.4 フェアトレード・インターナショナルのコミュニケーション&ブランド部門が審査 し、ライセンス機関が承認した例外.....	15

本文書の目的

本規程は、[国際フェアトレード基準](#)に沿って、例外および文書による適合性証明の事例に関するフェアトレード・インターナショナルの取り組みとプロセスを定義し、規定するものである。

また、本文書では、例外や国際フェアトレード基準へのさまざまな遵守経路を積極的に文書化する方法に関するプロセスも定めている。

フェアトレード・インターナショナルは、以下の意図をもって本規程を策定する。

- フェアトレードにおける例外の決定に関する統一性と厳格性を促進すること。
- 例外および文書による適合性証明に関する役割と責任を明確にすること。
- 例外および文書による適合性証明の必要性和実態について、より広いコミュニティおよび消費者に対して透明性を確保すること。
- 適用される法令および規制への遵守を確保すること。
- ISEALの「適正実施規範（Code of Good Practice）」に準拠すること。

定義および参照

「**認証機関**」とは、フェアトレード・インターナショナルから監査および認証の機能を委託された独立した第三者、または複数の第三者を指す。

この文脈における「アシュアランス」とは、国際フェアトレード基準への遵守に関する決定に至るまでのすべての段階（決定自体を含む）を指す。認証機関の活動は、フェアトレード・インターナショナルの認証スキームに記載されており、[「フェアトレード・インターナショナル認証機関要求事項」](#)によって規制されている。なお、フェアトレード・トレーダー基準では「Assurance Provider」は「Certification Body」と呼ばれており、本訳ではいずれも「認証機関」とする。

「**文書による適合性証明**」とは、顧客が国際フェアトレード基準を遵守していることを示す記録または文書化された証拠の正式な集積である。これは、顧客が自らの主張を裏付ける、検証可能な「文書／デジタル上の記録」として機能する。例えば、提案された複合材料製品または複合原料の1つの原料がフェアトレードとして入手できない場合、顧客は、その製品が提案された時点で当該原料が入手不可能であったことを積極的に立証する。

「**例外**」とは、基準の特定の要求事項について、顧客を一時的に遵守義務から免除する決定を指す。

「**国際フェアトレード認証ライセンス制度**」とは、国際フェアトレード基準が設定され、顧客による遵守が確認される仕組み、ならびに製品への国際フェアトレード認証ラベルの使用許可の付与、およびラベルの使用がフェアトレード・インターナショナルの認証ラベル使用ガイドラインおよびライセンス契約上の義務に準拠していることへの確認を意味する。

「フェアトレード・コネクト」とは、フェアトレードのライセンス活動（ライセンス契約、製品の登録および承認、販売報告、例外措置など）を管理するために使用されるウェブアプリケーションを指す。

「フェアトレード・インターナショナル経営執行チーム」とは、フェアトレード・スキームに関する決定権限を有する、フェアトレード・インターナショナルの上級管理職チームを指す。

「フェアトレード・インターナショナル監視委員会」とは、フェアトレード・インターナショナルの基準委員会における多ステークホルダーによる小委員会を指す。同委員会は、フェアトレード保証およびライセンス制度を統括する規則を定め、その有効性および妥当性を、その業務範囲（[Terms of Reference](#)）に定められた通り評価する。以下、監視委員会（OC）と呼ぶ。

「国際フェアトレード基準」とは、「[基準の対象者](#)」に記載されている通り、顧客に適用される国際フェアトレード基準を意味し、これには、各種生産者組織やトレーダーに固有の[基準](#)、および特定の製品に固有の[基準](#)が含まれる。

「原料」とは、食品の製造または調製に使用され、最終製品に含まれる（たとえ改変された形態であっても）あらゆる物質（食品添加物を含む）を指す。

「複合原料」とは、複数の成分から構成され（例：チョコレートチップ）、消費者が購入することを意図していない原料をいう。

「ライセンシー」とは、ライセンス機関から国際フェアトレード認証ラベルを使用する権利を付与された顧客をいう。

「顧客」とは、関連する国際フェアトレード基準に基づき認証を受けた生産者、買い手、売り手、およびコンベイヤーをいう。

「ライセンス機関」とは、フェアトレード・インターナショナルから、国際フェアトレード認証ラベルに関連する特定のライセンス業務を行うことを許可された組織を指す。その活動は、「[フェアトレード・インターナショナル ライセンス機関要求事項](#)」によって規制されている。

「監督」とは、フェアトレード・インターナショナルが、[フェアトレード・インターナショナルの「監督手順」](#)に示されている通り、保証プロセスおよびライセンス付与プロセスの有効性を確保するために設けた機関、機能、およびプロセスを指す。

「フェアトレード生産者ネットワーク団体」とは、国際フェアトレード認証製品が生産される特定の地理的領域内の農家および労働者を代表する組織をいう。フェアトレード生産者ネットワーク団体は、アフリカ、アジア・太平洋地域、中南米・カリブ海地域という各大陸のネットワークとして組織されている。

例外規程における「サプライチェーンの体系的な混乱」とは、国際貿易または生産における構造的な機能不全を指し、これには、パンデミック、貿易または一次生産に対する政府による大規模な介入、気候変動やその他の環境現象による貿易または生産への広範かつ持続的な影響、あるいは戦争・紛争などが含まれるが、これらに限定されない。

「トレーダー」とは、フェアトレード・トレーダー基準の対象となる企業を指す。

フェアトレードにおける例外措置への取り組み

- 本制度における例外措置の必要性は透明性を確保し、公の監視の対象とされなければならない。
- スキームの所有者であるフェアトレード・インターナショナルは、例外措置のプロセスにおいてその責任を果たすものとするが、認証およびライセンス付与の決定における公平性を損なうような干渉は避けるものとする。
- 認証機関およびライセンス機関内ならびにそれらの間における一貫性は、フェアトレード・インターナショナルによって監視されるものとする。

すべての決定においては、例外措置が以下の点を満たすことを考慮しなければならない：

1. フェアトレードの使命を推進するものであること。
2. 例外はあくまで最後の手段としてのみ用いられること。
3. 生産者および／または労働者にとって、全体的かつ長期的な利益を確保するものであること。
4. フェアトレードの信頼性に対するリスクを評価し、最小限に抑えるものであること。
5. 顧客間の公平な競争環境を著しく損なわないこと。
6. 一時的な措置であること。
7. 有効期限が設定されており、延長前には必ず見直しが行われること。
8. 顧客が満たすべき基準を含み、関連する認証機関またはライセンス機関によって監視されること。
9. 例外の条件を含め、適切に文書化されていること。
10. フェアトレードに関する主張を虚偽または誤解を招くものにしてはならない。

承認された例外措置は、一般的に以下の要件を満たすものとする：

1. フェアトレード・インターナショナルは、関与する特定の顧客の機密性を尊重しつつ、少なくとも年1回、例外措置の総計を公表しなければならない。
2. 国際フェアトレード基準の定期的な見直しプロセスの一環として、関連する国際フェアトレード基準の変更の必要性に関する分析が行われなければならない。

1 例外に関するプロセス要求事項

1.1 一般的な要求事項

本例外規程に定められたあらゆる種類の例外について、以下のプロセスに関する一般要求事項が適用される。

例外の申請：

- 1.1.1 例外が個々の顧客を対象とする場合、その例外を必要とする顧客は、例外を申請する資格を有する。
- 1.1.2 経営執行チームが例外を承認する場合、当該ライセンス機関または認証機関が顧客に代わって例外申請を提出する。
- 1.1.3 例外申請には、以下を明記しなければならない：
 - 例外が求められる基準または規定の要求事項。
 - 例外の根拠。
 - 該当する場合、例外の必要性を軽減するために講じられる措置。

例外の決定

- 1.1.4 国際フェアトレード基準に記載されている例外に関するすべての決定は、各国際フェアトレード基準および本「例外および文書による適合性証明規程」に定義された当該例外の具体的な基準、ならびに認証機関またはライセンス機関の例外手続きに定められた追加基準（該当する場合）を満たさなければならない。
- 1.1.5 例外の決定は、明確な根拠に基づき、適時に下されるものとする。
- 1.1.6 認められた例外については、書面またはライセンス機関もしくは認証機関が使用する適切なチャネルを通じて顧客に通知し、以下を明記しなければならない。
 - 例外が認められた基準または規定の要求事項。
 - 例外の根拠。
 - 例外の有効期間（開始日／終了日、産品範囲など）。
 - 例外の条件、すなわち、段階的廃止計画の実施や特定の報告など、満たすべき具体的な追加要求事項。

- 1.1.7 却下された例外についても、却下の理由を説明した上で、書面または該当するデジタルツールを通じて顧客に通知される。
- 1.1.8 例外の決定に対しては異議申し立てを行うことはできない。ただし、フェアトレード・インターナショナルの監督手続きに定められている通り、各認証機関またはライセンス機関、あるいはフェアトレード・インターナショナルに対して苦情を申し立てることができる。
- 1.1.9 フェアトレード・インターナショナルの経営執行チームは、以下の場合、認証機関またはライセンス機関に対して制裁措置を講じることができる。
- 例外を認める手続きが遵守されていない場合
 - 例外の決定が、以下に定める基準を満たしていない場合
 - 国際フェアトレード基準、
 - 該当する場合の経営執行チームガイドライン、または
 - 本「例外および文書による適合性証明規程」。
 - 例外に関する決定が、本「例外および文書による適合性証明規程」に定められたフェアトレードの例外へのアプローチと整合していない場合

例外の報告

- 1.1.10 認証機関およびライセンス機関は、承認された例外について、毎年フェアトレード・インターナショナルに報告する。フェアトレード・インターナショナルのスキーム管理チームは、例外承認プロセスおよび例外決定の適正性を監督する。
- 1.1.11 フェアトレード・インターナショナルのスキーム管理チームは、一般への情報提供のため、少なくとも年1回、承認された例外措置の匿名化された概要を公表する。
- 1.1.12 フェアトレード・インターナショナルのスキーム管理チームは、国際フェアトレード認証制度全体で例外が一貫して適用されるよう、認証機関およびライセンス機関によって認められたすべての例外の概要を毎年提供する。

経営執行チームへの例外処理の付託

- 1.1.13 認証機関またはライセンス機関は、スキーム管理チームを経由して、集团的特別事情による例外措置を経営執行チームに付託することができる（付託フォームについては英語版の Annex 1 を参照）。
- 1.1.14 スキーム管理チームは、経営執行チームに提出する前に、法的およびリスク評価を行う。
- 1.1.15 スキーム管理チームは、経営執行チームに提出する前に、必要に応じて関連するフェアトレード会員、フェアトレード・インターナショナルの各部門、または認証機関およびライセンス機関と協議を行う。
- 1.1.16 経営執行チームに要請が提出された場合、以下のプロセスが適用される。
- a) 経営執行チームは案件を審査し、例外措置が正当化されるかどうかを決定する。また、該当する場合は、付与された例外措置の有効期限および、顧客が例外措置の必要性を軽減するために講じるべき措置を定める。

- b) 経営執行チームは、例外の決定内容を顧客に伝達し、その実施状況を監督するため、関連する認証機関またはライセンス機関に例外の詳細を共有する。

1.1.17 顧客に代わって例外を申請した認証機関またはライセンス機関は、認められた例外について、透明性のある公開された情報提供が行われるよう確保しなければならない。

注：スキーム管理チームは、例外の付与適格性について認証機関およびライセンス機関に指針を示すことができるが、例外の付与に関する決定権は認証機関およびライセンス機関が保持する。

2 例外

2.1 レトロ認証

レトロ認証の例外は、それぞれの認証機関によって認められる。

レトロ認証とは、フェアトレード・ペイヤーまたはコンベイヤーが通常の条件（非認証）でフェアトレード認証生産者またはコンベイヤーから購入した原料を、レトロ認証の例外の付与およびフェアトレード価格差額（該当する場合）とフェアトレード・プレミアムの支払いを通じて、国際フェアトレード認証原料に変換することである。

以下の基準を満たさなければならない：

顧客は、以下の事実を証明できること：

- 国際フェアトレード認証原料として調達できなかったこと。
- 当該例外措置は一時的な措置であること（例えば、新製品の発売に関連するものなど）、または生産者の認証取得前に、新たに認証を受けた生産者から購入した産品であること

価格差額（該当する場合）およびフェアトレード・プレミアムは、該当する生産者に支払われる。価格差額とは、フェアトレード最低価格が当初生産者から産品を購入した価格よりも高い場合、そのフェアトレード最低価格と当初の購入価格との差額を指す。

なお、産品基準で直接規定されている「体系的な」レトロ認証は、例外とはみなされない。関連する産品基準を参照のこと。

2.2 新規認証を受けたトレーダーの転換

認証取得初年度において、トレーダーは、フェアトレードへの移行を円滑に進めるため、以下の条件を満たす場合、認証機関に対し、フェアトレード適格在庫を転換するための例外措置を申請することができる。

- 当該トレーダーが、自身の初回認証前に、フェアトレード認証を受けた生産者から購入したフェアトレード適格在庫を保有していること。
- 当該産品が、初回認証前12ヶ月以内に購入されたものであること。

この例外措置は、初回認証からの最初の1年間に限り、1回のみ利用可能である。

新規認証を受けたトレーダーが価格およびプレミアムのペイヤーである場合、フェアトレード価格差額（該当する場合）およびフェアトレード・プレミアムは、まだ支払われていない限り、対応する供給者に支払われる。

2.3 体系的な混乱が生じた場合のマスバランス基準の例外

マスバランス基準の例外は、各認証機関によって認められる。

マスバランス基準のサプライチェーンに体系的な混乱が生じた場合、トレーダーは、トレーダー基準の適用要求事項に定められたマスバランス規則に対する例外を申請することができる。

以下の基準が適用される：

- 産品および／または地域におけるサプライチェーンに体系的な混乱が生じていること。
- 当該問題の是正がトレーダーの制御の及ばないものであること。
- マスバランス基準を文字通り適用することは、フェアトレードの目的や使命に反することになる。
- この例外規程は、いかなるフェアトレードに関する主張も虚偽または誤解を招くものにするものではない。
- 「販売前の購入」および「同等品との交換」にのみ適用される

マスバランス基準例外は最長1年間認められる。トレーダーは、有効期限前に延長を再申請しなければならない。延長は、認証機関による審査を経て、最大でさらに1年間認められることがある。

マスバランス基準対象産品が、物理的に分離された産品と混合されたり、一緒に加工されたりした場合、かつ技術的な理由により物理的な分離がもはや不可能となった場合、認証機関に例外措置を申請することができる。

2.4 特別な事情

他の例外が適用できず、国際フェアトレード基準を文字通り適用することがフェアトレードの目的や使命に反する場合、個別または集団の「特別な事情による例外」を申請することができる。

2.4.1 個別例外

これらの例外は、認証機関によって個々の顧客に対して認められる。以下の場合には、特別な事情による例外を申請することができる。

- 問題の是正が顧客の制御の及ばないものであり、不適合に対する是正措置として用いられない場合。
- 不可抗力（自然災害または人為的災害）。
- 組織の制御の及ばないその他の予期せぬ事象（法規制の変更、害虫の大量発生、

急激な価格変動など)。

- 特定の事例において、他の事例とは例外的にかつ正当な理由により異なる、組織的、環境的、社会的、または技術的な条件が存在する場合。
- 例外の承認が、フェアトレードの信頼性を損なうリスクをもたらさないこと。
- 例外の承認によって、フェアトレードに関する主張が虚偽または誤解を招くものになることはない。

2.4.2 集团的例外

国、地域、または製品カテゴリーに一括して適用される例外は、経営執行チームによって認められる。集团的例外は、貿易に大規模な影響を及ぼす体系的な混乱が生じ、その状況が顧客の制御の及ばないものである場合、例えば業界全体が影響を受け、要求事項の適用によって貿易が極めて困難または不可能になる場合に申請することができる。

「特別な事情による例外」の認定にあたっては、以下の基準が考慮される。

- 通常の状態とは例外的にかつ正当に異なる状態をもたらす、組織的、環境的、社会的、技術的、またはその他の具体的な状況。
- 例外の承認が、フェアトレードの信頼性にリスクをもたらさないこと。
- 基準要求事項の適用により、フェアトレード販売を通じて生産者や労働者に実質的な利益をもたらすことが不可能となる場合。
- 例外の適用によって、フェアトレードに関する主張が虚偽または誤解を招くものとなることはない。
- この例外措置がなければ、フェアトレード全般、あるいは特定の製品分野や地域におけるフェアトレードの存続に重大な影響が生じる。

3 文書による適合性証明

3.1 製品の組成に関する文書による適合性証明

文書による適合性証明の事例は、「可能な限り全て (All That Can Be)」（ATCB）制度と「フェアトレード原料調達 (Fairtrade Sourced Ingredient)」（FSI）制度の両方について、トレーダー基準の「製品の組成」のセクションに関連する。

文書による適合性証明とは、トレーダーがフェアトレード・トレーダー基準の製品組成に関する規則を遵守していることを示す、記録や証拠書類を正式に収集したものである。これは、トレーダーが自らの主張を裏付ける、検証可能な「紙またはデジタル上の記録」として機能する。

トレーダー基準では、「可能な限り全て」（ATCB）制度のトレーダーに対し、可能な限り多くのフェアトレード原料を調達することを要求している。しかし、トレーダーの制御の及ばない状況や理由により、可能なすべての原料をフェアトレードとして調達できない場合がある。ATCB制度では、最終製品におけるフェアトレード原料の総含有率は20%を下回ってはならない。「フェアトレード原料調達」（FSI）制度の製品は、当該商品について100%フェアトレード原料を含んでいる。FSIにおいて、複合原料が使用される場合、同一の商品をすべてフェアトレードとして調達できないことがある。

したがって、トレーダー基準では、以下の状況のいずれかが存在する場合、フェアトレードではない原料の使用を認めている。例外が適用される原料は、パッケージに記載されたフェアトレード含有率の合計から除外されなければならない。

文書による適合性証明の事例は、複合材料製品についてはライセンス機関により、複合原料については認証機関により審査・承認される。複合材料製品についてはフェアトレード・コネクトに適合状況が記録され、複合原料については認証機関の適用される認証手順に従って適合状況が記録される。

- **入手不可能なATCB原料**：ATCB対象製品において、当該原料の形態が北米、欧州、オーストラリア・ニュージーランド、または東アジアの各地域別「入手不可能なフェアトレード原料リスト」で入手不可能と指定されており、かつ顧客が原産地から購入する能力を有していない場合を指す。これらの地域外に所在する顧客については、入手不可能な原料のケースは適用されない。
- **入手不可能なFSI原料**：FSI対象製品は、当該原料を100%含有している。ただし、複合原料が使用され、その複合原料に同じFSI原料が含まれている最終製品において、複合原料に含まれる当該原料が、完成品中のFSI原料の総含有量の1%を超えない限り、例外が認められる。
- **供給不足**：干ばつ、自然災害、ストライキ、戦争、またはこれらに類する理由など、顧客の支配の及ばない事情により、フェアトレード原料の調達が一時的に不可能である場合。
- **品質不適合**：必要な形態の原料は入手可能であるが、買い手が求める特定の品質のものがなく、入手可能な品質では克服不可能な技術的問題が生じる場合。
- **調達上の制約**：必要な形態の原料は入手可能であるが、最小注文数量が顧客の需要を上回っている、あるいは当該原料の形態に対して輸出入禁止措置が課されて

いる、季節的に原料が入手できない、または顧客が「その他の地域」の供給地域に属しており、当該国ではその原料が入手できない場合。

- **新しい国際フェアトレード認証産品基準**：産品固有の新しい国際フェアトレード基準が公表された場合、国際フェアトレード・トレーダーが現在取り扱っている影響を受けるすべての原料に対し、新しい原料の調達に要する時間を確保するため、自動的に2年間の例外措置が認められる。2年経過後も調達上の問題が解消されない場合、顧客は適合を達成するための別の方法を模索しなければならない。別の例外措置または国際フェアトレードの規定が適用されない限り、すべての新しい原料は国際フェアトレードでなければならない。
- **原産地認証**：原産地認証（例：*Appellation d'origine contrôlée*、*Denominación de origen*、*Districtus Austria Controllatus*、*Denominação de Origem Controlada* など）を有する原料。原産地が主張されている原料については、いかなる形でもフェアトレードであることを明示または暗示してはならない。
- **温帯性産品（温帯地域で生産可能な原料）**：北米、欧州、オーストラリア・ニュージーランド、または東アジアの「入手不可原料地域」に所在する顧客の場合、温帯性産品である原料は、トレーダーが現地（自国または入手不可原料地域内）で調達することができる。これらの地域以外では、トレーダーの国に当該原料の認証生産者が存在する場合、その原料はフェアトレードとして調達されなければならない。フェアトレード・インターナショナルは、本規程の目的上、温帯性産品とみなされる原料のカテゴリー一覧を提供している。
- **移行中の原料**：当該原料は入手可能であり、顧客によってフェアトレードとして販売・加工されているが、必要量の100%を供給するのに十分な量が存在しない場合。この例外の適用を受けるためには、トレーダーは、当該原料が入手可能になった時点で100%フェアトレードとなるよう、ライセンス機関または認証機関によって承認された書面による計画を有していなければならない。移行中の原料は、合意された計画に従い、十分な供給が可能になり次第、速やかに100%フェアトレード化されなければならない。移行中の原料に関する例外は、十分な量の原料が存在するものの、供給の一部が顧客が求める品質を満たしていない場合に適用される。例外が認められた場合、虚偽または誤解を招くことのないよう、フェアトレードに関する主張を調整しなければならない。

4 パッケージデザインに関する例外

4.1 フェアトレード・コネクで認められる例外

4.1.1 フェアトレード・インターナショナルは、包装における国際フェアトレード認証ラベル、FSIラベルおよびそれに対応する表示の使用に関する例外の承認責任を、各ライセンス機関に委任している。ライセンス機関は、フェアトレード・コネクに定められた手順に従う。ライセンス機関がデザインを却下した場合、ライセンシーは例外を申請することができる。フェアトレード・コネクには以下の情報を記載しなければならない：

- 例外の種類
- 例外の理由
- 緩和措置
- 根拠資料
- 有効期限

4.1.2 各ライセンス機関は、例外の有効期間を延長するかどうかを裁量で決定できる。業界や市場に応じて、例外の総期間は、当該業界や市場で一般的な包装の入れ替え周期を超えてはならない。

4.1.3 ライセンス機関によって承認されたすべての包装アートワークの例外については、記録を保管しなければならない。

4.2 販促資料に関する例外

4.2.1 販促物における国際フェアトレード認証ラベルおよびFSIラベルの使用に関する例外は、フェアトレード・コネクに定められた手続きに従い、各ライセンス機関によって認められることがある。例外の申請は、4.1と同様に行うことができる。

4.2.2 ライセンス機関によって承認されたすべての販促用アートワークに関する例外については、記録を保管しなければならない。

4.3 フェアトレード・インターナショナル コミュニケーション&ブランド部門による例外の承認

4.3.1 以下の場合、ライセンス機関は、包装への国際フェアトレード認証ラベルまたはFSIラベルの例外的な使用を許可する前に、フェアトレード・インターナショナル コミュニケーション&ブランド部門の承認を得なければならない（申請書については英語版の Annex 2 を参照）：

- 国際フェアトレード認証ラベルまたはFSIラベルのガイドラインに一切含まれていない状況の場合。
- 中核となる原則が変更された場合。例えば
 - マークの色が変更された場合
 - フェアトレード説明文がない場合

- フェアトレード説明文が変更された場合
- その他の主な変更点
- 新しい手順や革新的な包装形態により、国際フェアトレード認証ラベルまたはFSIラベルの適用方法に変更が生じた場合、それぞれのガイドラインが更新されるまでの移行期間中である場合。
- 特定の市場において、国際フェアトレード認証ラベルまたはFSIラベルの適用方法に関するガイドラインに記載された条件を変更する必要がある場合。

4.3.2 すべてのパッケージアートワークについて、例外記録を保管しなければならない。ライセンス機関によって認められた例外については、毎年フェアトレード・インターナショナルのコミュニケーション&ブランド部門に報告しなければならない。

4.4 フェアトレード・インターナショナルのコミュニケーション&ブランド部門が審査し、ライセンス機関が承認した例外

4.4.1 国際フェアトレード認証ラベルを製品の裏面またはメインパネル以外の面に表示する例外は、ライセンス機関が決定する。ただし、ライセンス機関は承認後、フェアトレード・インターナショナルのコミュニケーション&ブランド部門に通知することが求められる。ライセンス機関は、例外を記録できるよう、「パッケージ裏面のアートワークに関する例外情報」（英語版の Annex 3 を参照）を使用しなければならない。

4.4.2 フェアトレードにとってブランドリスクとなる申請は選別され、場合によっては却下されることがあり、その旨はライセンス機関に説明される。

別紙1～3（経営執行チームへの付託フォーム、アートワークに関する一時的な例外措置の申請書、およびパッケージ裏面のアートワークに関する例外措置に関する情報）は、本日本語訳には収録していません。これらの様式については、英語版「Exceptions and Documented Compliance Policy v3.0」の Annex 1～3（表紙に記載のURLを参照）を参照してください。